

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	令和4年度以降の沖縄振興関連税制 －令和4年度税制改正における主なポイント－
著者 / 所属	藤生 将治 / 第一特別調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	442号
刊行日	2022-2-4
頁	183-191
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20220204.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75013) / 03-5521-7686 (直通))。

令和4年度以降の沖縄振興関連税制

— 令和4年度税制改正における主なポイント —

藤生 将治
(第一特別調査室)

1. はじめに
2. 地域・特区制度
 - (1) 事業認定制度等の導入
 - (2) その他の拡充・見直し等
3. 離島における旅館業用建物等の課税の特例
4. 沖縄型特定免税店制度
5. 沖縄県産酒類に係る酒税の軽減措置
6. おわりに

1. はじめに

令和3年12月24日に閣議決定された「令和4年度税制改正の大綱¹」(以下「税制改正大綱」という。)では、沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号。以下「沖振法」という。)や沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法(平成7年法律第102号。以下「跡地利用特措法」という。)等の四つの法律²に基づく、沖縄における各種の税制優遇措置(沖縄振興関連税制)について、令和3年度末で期限切れとなる沖振法や跡地利用特措法の期限の延長を前提として、既存の13ある制度の延長等(ただし、「沖縄県産酒類に係る酒税の軽減措置」については段階的廃止)を行うこととしている(図表1)。

¹ 「令和4年度税制改正の大綱」(令和3年12月24日閣議決定) <https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_ref orm/outline/fy2022/20211224taikou.pdf> (以下、URLの最終アクセス日は全て令和4年1月14日)

² その他の法律は、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和46年法律第129号)、地方税法(昭和25年法律第226号)

図表 1 令和 4 年度沖縄関係税制改正要望結果（概要）

		制度名	税目	主な要望結果	
1	地域・特区制度	観光地形成促進地域（全県）	法人税 地方 4 税	3 年延長	> 対象施設の改廃（遊園地→テーマパーク）等 > 対象業種の改廃（受託開発ソフトウェア業の追加等）等 > 事業計画等の認定制度等の導入 > 対象資産の追加（LNGサテライト設備等）等 > 対象地域の拡充（うるま市 2 地区、沖縄市 1 地区）等
		情報通信産業振興地域・特別地区（地域）那覇市等 24 市町村（特区）那覇市等 5 市村	法人税 地方 4 税		
		産業イノベーション促進地域（旧産業高度化・事業革新促進地域）（全県）	所得税 法人税 地方 4 税		
		国際物流拠点産業集積地域（糸満市、浦添市、宜野湾市、那覇市、豊見城市、うるま・沖縄地区）	所得税 法人税 開税 地方 4 税		
		経済金融活性化特別地区（名護市）	所得税 法人税 地方 3 税		
6	離島	離島における旅館業用建物等の課税の特例	所得税 法人税 地方 3 税	3 年延長	> 小規模事業者による建物等の「改修」（500万円以上）の追加 > 小規模事業者による建物等の新增設の取得下限額の引下げ（1,000万円→500万円）等
7	航空	沖縄路線航空機に係る航空機燃料税の軽減措置	航空機燃料税	1 年延長	> 全国特例額（13,000円/k1）の1/2の税額（6,500円/k1） ※本則：26,000円
8	観光	沖縄型特定免税店制度	開税	2 年延長	> オンライン購入（免税品の受取は沖縄）の導入
9	電力	沖縄の発電用石炭等に係る石油石炭税の免除	石油石炭税	2 年延長	（措置内容に変更なし）
10		沖縄電力が電気供給業の用に供する償却資産に係る固定資産税の特例	固定資産税		
11	跡地	特定駐留軍用地等内の土地を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例	所得税 法人税	（跡地利用特措法の延長期間と同期間延長）	（措置内容に変更なし）
12	復帰特措	沖縄県産酒類に係る酒税の軽減措置	酒税	段階的に廃止	>（泡盛）軽減率を段階的に引き下げ、10年後に廃止 >（ビール等）軽減率を段階的に引き下げ、令和 8 年 10 月のビール類税率の統一を機に廃止
13		揮発油に係る揮発油税等の軽減措置	揮発油税 地方揮発油税	2 年延長	（措置内容に変更なし）

※地方 3 税（4 税）：事業税、不動産取得税、固定資産税（、事業所税）
 （出所）内閣府「令和 4 年度税制改正要望結果」（令和 3 年 12 月）
https://www.cao.go.jp/yosan/soshiki/r04/zei/04zei_2.pdf

五つの地域・特区制度における措置とそれ以外の八つの措置から成る沖縄振興関連税制は、沖縄振興予算の内閣府への一括計上や公共事業等における高率補助等とともに国による沖縄振興の柱の一つとして位置付けられている³。同税制について、沖縄県は既存の制度全ての継続等を要望するとともに⁴、市町村の多くからも継続すべきとの考えが示されている⁵。

一方、過去の沖振法改正時における国会論議では、地域・特区制度の一部の活用状況が低調であること等が課題として議論されており⁶、第 208 回国会に提出が予定されている沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律案⁷に関しても、令和 4 年度以降の沖縄振興関連税制の在り方は重要な論点の一つになり得ると考えられる。そこで、本稿では、令和 4 年度税制改正における沖縄振興関連税制の主な改正のポイントについて整理していく。

³ 内閣府「パンフレット（概要資料）その 1-1. 沖縄振興の背景と仕組み」<https://www8.cao.go.jp/okinawa/pamphlet/shinkou-2021/2021_whole_1_1.pdf>

⁴ 沖縄県「令和 4 年度税制改正要望の概要」（令和 3 年 8 月）<<https://www.pref.okinawa.jp/site/kikaku/chousei/kikaku/documents/shiryu2.pdf>>

⁵ 沖縄タイムス社が県内 41 市町村長を対象に実施した沖縄振興に関するアンケート結果では、8 市 6 町 7 村の 21 人が全ての制度を維持すべきと回答しており、特に観光地形成促進地域については 39 人が維持すべきとしている。（『沖縄タイムス』（2021. 11. 28））

⁶ 地域・特区制度をめぐる過去の国会論議や活用状況の詳細については、拙稿「沖縄振興関連税制の現状と課題—特区・地域制度の活用状況を中心に—」『立法と調査』No. 441（令 3. 12）<https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2021pdf/20211217086.pdf>参照。

⁷ 西銘大臣記者会見録（令和 3 年 12 月 24 日）<<https://www.reconstruction.go.jp/topics/21/12/20211224185009.html>>

2. 地域・特区制度

沖縄振興関連税制のうち、地域・特区制度については、現行沖振法において「観光地形成促進地域」（以下「観光地域」という。）、「情報通信産業振興地域・特別地区」（以下「情報地域・特区」という。）、「産業高度化・事業革新促進地域」、「国際物流拠点産業集積地域」（以下「国際物流地域」という。）及び「経済金融活性化特別地区」（以下「経金特区」という。）の五つの制度が設けられ、租税特別措置法等に基づき各種の税制優遇措置が講じられている。

税制改正大綱では、沖振法の改正を前提に、これらの地域・特区制度について、産業高度化・事業革新促進地域の名称を「産業イノベーション促進地域（仮称）」（以下「産業地域」という。）に改めるとともに、各制度における措置を拡充・一部見直しの上、適用期間を3年間延長することとしている。

（1）事業認定制度等の導入

地域・特区制度における措置の見直しでは、税制優遇措置の適用に係る要件として、①事業者が作成する「措置実施計画」の県知事による認定（県知事による所要の認定）又は②主務大臣が定める基準に適合することについての主務大臣の確認（主務大臣による所要の確認）が、各制度に導入されることとなっている（事業認定制度等の導入）。

現行の措置では、情報通信産業特別地区（以下「情報特区」という。）、国際物流地域及び経金特区の三つの特区における所得控除（国税）の適用に関して、県知事による事業認定（国際物流地域においては特別事業認定⁸）が要件とされているほか、産業高度化・事業革新促進地域における税制優遇措置の適用に関しても、県知事による事業認定が要件とされている⁹。

令和4年度税制改正では、これらに加えて、投資税額控除（全ての地域・特区制度）及び特別償却（国際物流地域、産業地域及び経金特区）の適用に関して、新たに、県知事による所要の認定が要件とされている¹⁰。また、経金特区以外の各制度では、所得控除を含む国税の税制優遇措置の適用に関して、主務大臣による所要の確認が新たに要件とされている¹¹（図表2）。

⁸ 国際物流地域における県知事による特別事業認定は、主務大臣による事業認定（保税地域に係る特例措置の適用要件）を受けた法人のうち、一定の認定要件を満たしたもののみが対象となっており、この特別事業認定を受けた法人数は4社のみ（令和2年度末時点）となっている。（沖縄県「国際物流拠点産業集積地域制度の手引き」（令和3年4月）〈<https://zei-tokku.okinawa/images/document/kokusai2021.pdf>〉及び同県「令和2年度国際物流拠点産業集積計画の実施状況について」（令和3年9月）〈https://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/kigyoritchi/buturyutokku/documents/r2butsuryu_houkokusyo.pdf〉参照）

⁹ 沖縄県「産業イノベーション制度のご案内」〈https://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/kigyoritchi/news/documents/innovation_flyer.pdf〉

¹⁰ なお、産業地域については、現行の措置で既に県知事による事業認定が要件とされているため、認定要件の追加としている。（内閣府「令和4年度税制改正要望結果」（令和3年12月）〈https://www.cao.go.jp/yosan/soshiki/r04/zei/04zei_2.pdf〉）

¹¹ なお、経金特区で主務大臣による所要の確認が要件とされていない点については、同特区の対象区域が名護市に限られていることや、現行の税制優遇措置を活用する企業数も伸び悩んでいる等の状況が背景にあると考えられる。

図表2 地域・特区制度における税制優遇措置の適用要件の見直し（概要）

		県知事による (特別)事業認定	主務大臣による 事業認定	県知事による「措置 実施計画」認定	主務大臣による 所要の確認
観光地形成促進地域	投資税額控除			◎	◎
情報通信産業振興地域・ 情報通信産業特別地区	所得控除（特区のみ）	○			◎
	投資税額控除			◎	◎
産業イノベーション促進地域 (旧産業高度化・事業革新促進地域)	投資税額控除	○		◎（認定要件追加）	◎
	特別償却	○		◎（認定要件追加）	◎
国際物流拠点産業集積地域	所得控除	○	○		◎
	投資税額控除			◎	◎
	特別償却			◎	◎
経済金融活性化特別地区	所得控除	○			
	投資税額控除			◎	
	特別償却			◎	

○：現行の措置で定められている適用要件

◎：措置の見直しにより新たに定められると考えられる適用要件

（出所）「令和4年度税制改正の大綱」（令和3年12月24日閣議決定）及び内閣府「令和4年度税制改正要望結果」（令和3年12月）を基に作成

県知事による事業認定の要件に関して、現行沖振法での県知事による事業認定では、同法施行令において定められているところ、令和3年8月の税制改正要望の段階では、県知事が定める計画の中で定めることも想定されている¹²。また、主務大臣による確認は、現行沖振法では定めがないものであり¹³、地域・特区制度における国の関与をより強め得るものとなっている。

具体的な認定要件としては、従業員給与水準向上や高付加価値化等が示されており¹⁴、こうした事業認定制度等の導入は、税制優遇措置をインセンティブとして、企業行動の変容を促すものと考えられる。

なお、地域・特区制度における税制優遇措置の延長期間に関しては、以前は5年間の延長がなされてきたものの、平成29年度税制改正以降は、特区制度の適用状況や沖縄の経済状況をきめ細かく検証していくべきとの観点から、基本的には2年間の延長とされ、令和4年度税制改正要望の段階でも、同様に2年間の延長が要望されていた¹⁵。その後、事業認定制度等の有効性を検証するため3年間の期間が必要であるとの指摘もあり¹⁶、与党が取りまとめた「令和4年度税制改正大綱」では地域・特区制度の延長期間は3年間とされ¹⁷、税制改正大綱にも反映されている¹⁸。

¹² 財務省「令和4年度税制改正（租税特別措置）要望事項（沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例措置の延長等）」〈https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2022/request/cao/04y_cao_k_13.pdf〉

¹³ 現行沖振法では、情報特区、国際物流地域、経金特区における（特別）事業認定について、県知事が認定等を行ったときには、遅滞なく、その旨を公表しなければならないことのみ定められている。

¹⁴ 内閣府「令和4年度内閣府税制改正要望」（令和3年8月）〈<https://www.cao.go.jp/yosan/soshiki/r04/zei/04zei.pdf>〉

¹⁵ 前掲注14参照

¹⁶ 『沖縄タイムス』（2021.11.20）

¹⁷ 自由民主党・公明党「令和4年度税制改正大綱」（令和3年12月10日）14～15頁〈https://jimin.jp-east-2.storage.api.nifcloud.com/pdf/news/policy/202382_1.pdf〉

¹⁸ なお、「平成22年度税制改正大綱」（平成21年12月22日閣議決定）では、租税特別措置の見直しに関する基本方針として、政策税制措置を新設又は拡充する場合には、その費用対効果の見通しと検証可能性に留意しつつ、原則として、3年以下の期限を付すものとしている。〈<https://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/2009/1222zeiseitaikou.pdf>〉

(2) その他の拡充・見直し等

事業認定制度等の導入以外の各制度の拡充・見直しについて、税制改正大綱では、各制度において対象事業・資産の変更、地域区域の拡充、対象資産の取得下限額の引下げ等を行うこととしている（図表3）。

図表3 事業認定制度等の導入以外の各制度における改正（概要）

観光地形成促進地域	○対象施設（特定民間観光関連施設）の改廃 （追加：結婚式場、テーマパーク、スパ施設） （除外：庭球場、遊園地、野営場、野外アスレチック場、マリーナ、ダイビング施設、博物館、美術館、海洋療法施設）
情報通信産業振興地域・ 情報通信産業特別地区	○情報通信産業振興地域における対象事業の一部除外 （除外：情報記録物製造業、映画・ビデオ制作業、放送業、情報通信技術利用事業）
	○情報通信産業特別地区における対象事業（特定情報通信事業）の改廃 （追加：受託開発ソフトウェア業、情報システム開発業、システムインテグレーションサービス業、組込みソフトウェア業、パッケージソフトウェア業、データベースサービス業、アプリケーション・サービス・プロバイダ、情報ネットワーク・セキュリティ・サービス業） （除外：インターネット・サービス・プロバイダ、インターネット・エクスチェンジ業）
産業イノベーション促進地域	○対象事業の改廃 （追加：ガス供給業（サテライト設備によりLNGを供給するもの）） （廃止：計量証明業）
	○対象資産の追加 （追加：構築物（LNGサテライト設備））
国際物流拠点産業集積地域	○地域区域の拡充 （うるま・沖縄地区に池武当地区（沖縄市）並びに仲嶺・上江洲地区及び平安座地区（うるま市）を追加）
経済金融活性化特別地区	○投資税額控除・特別償却に係る対象資産の取得下限額の引下げ （建物等：1,000万円→500万円／機械装置等：100万円→50万円）
	○エンジェル税制に係る指定会社の指定申請手続の簡素化（提出書類の削減）

（出所）「令和4年度税制改正の大綱」（令和3年12月24日閣議決定）及び内閣府「令和4年度税制改正要望結果」（令和3年12月）を基に作成

ア 観光地域における対象施設の改廃

現行沖振法では、観光地域における税制優遇措置の対象となる「特定民間観光関連施設」として、①スポーツ・レクリエーション施設、②教養文化施設、③休養施設、④集会施設、⑤販売施設の五つの類型が規定されている。その上で、各類型に該当する具体的な施設については、租税特別措置法施行規則等において規定されており、平成26年度及び平成29年度税制改正の際にも、対象施設の一部見直し等が行われている。

令和4年度税制改正では、同様に具体的な対象施設の見直しが行われており、新たにテーマパーク（スポーツ・レクリエーション施設）、スパ施設（休養施設）、結婚式場¹⁹（集会施設）を対象施設として追加することとしている（図表4）。

¹⁹ なお、結婚式場については、現行の措置では、地方税（事業所税）の課税免除のみの対象となっている。（沖縄県「観光地形成促進地域制度の手引き」（令和3年4月）〈<https://zei-tokku.okinawa/images/document/kankou2021.pdf>〉）

図表4 令和4年度以降における特定民間観光関連施設の概要

スポーツ・レクリエーション施設	水泳場	教養文化施設	劇場	休養施設	展望施設	集会施設	会議場施設
	スケート場		動物園		温泉保養施設		研修施設
	トレーニングセンター		植物園		スバ施設		展示施設
	ゴルフ場		水族館		国際健康管理・増進施設		結婚式場
	テーマパーク		文化紹介体験施設		販売施設		販売施設
ボートリング場							

※下線部は令和4年度税制改正における拡充等

(出所) 内閣府「令和4年度税制改正要望結果」(令和3年12月)

イ 情報地域・特区における対象事業の改廃

現行沖振法では、情報地域・特区における税制優遇措置の対象事業である「情報通信産業」として、①電気通信業、②ソフトウェア業、③情報処理・提供サービス業、④インターネット付随サービス業の四つを定めている。また、情報通信産業のうち、「特定情報通信事業」(情報特区における所得控除の要件である事業認定の対象)については、沖振法施行令において具体的に定められており、平成26年度税制改正の際には、対象事業の追加が行われている。

令和4年度税制改正では、特定情報通信事業の見直しが行われており、新たに受託開発ソフトウェア業、情報システム開発業、システムインテグレーションサービス業、組み込みソフトウェア業、パッケージソフトウェア業(ソフトウェア業)、データベースサービス業(情報処理・提供サービス業)、アプリケーション・サービス・プロバイダ、情報ネットワーク・セキュリティ・サービス業(インターネット付随サービス業)を同事業として追加することとしている(図表5)。

図表5 令和4年度以降における情報地域・特区の対象事業

対象事業		対象事業	
情報通信産業振興地域	情報通信産業特別地区	情報通信産業振興地域	情報通信産業特別地区
電気通信業	データセンター(IDC)		バックアップセンター
	情報通信機器相互接続検証事業	情報処理・提供サービス業	セキュリティデータセンター
	受託開発ソフトウェア業		データベースサービス業
ソフトウェア業	情報システム開発業		アプリケーション・サービス・プロバイダ(ASP)
	システムインテグレーション(SI)サービス業	インターネット付随サービス業	セキュリティサービス業
	組み込みソフトウェア業		
	パッケージソフトウェア業		

※下線部は令和4年度税制改正における拡充等

(出所) 内閣府「令和4年度税制改正要望結果」(令和3年12月)

ウ 産業地域における対象事業の改廃及び対象資産の追加

現行沖振法では、産業高度化・事業革新促進地域における税制優遇措置の対象事業として、製造業等及び産業高度化・事業革新促進事業の二つの類型が規定されている。その上で、それぞれの具体的な事業に関しては、製造業等については同法において、産業高度化・事業革新促進事業については同法施行令において、それぞれ定められている。

令和4年度税制改正では、2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素の取組を推進するため、新たに対象事業としてガス供給業(サテライト施設によりLNGを供給する

ものに限る。)を追加するとともに、税制優遇措置の対象となる資産として構築物(LNGサテライト施設)を追加することとしている。

エ 国際物流地域における対象区域の拡充

国際物流地域の対象区域について、現行沖振法に基づき沖縄県が平成26年6月に策定した「国際物流拠点産業集積計画」では、「那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区」(各市の全域)及び「うるま・沖縄地区」(中城湾港新港地区)の二つの区域を同地域として指定している。

このうち、「うるま・沖縄地区」については、東日本大震災以降、リスク分散ニーズ等を背景に企業立地が加速し、令和2年度末の利用率が約92%となるなど、分譲地不足の懸念が生じていたことから²⁰、令和4年度税制改正では、同区域に池部当地区(沖縄市)並びに仲嶺・上江洲地区及び平安座地区(うるま市)を追加することとしている。

オ 経金特区における対象資産の取得下限額の引下げ等

現行の地域・特区制度における投資税額控除では、特例の対象となる資産の下限取得額は、機械装置等については100万円超、建物等については1,000万円超となっている。令和4年度税制改正では、経金特区における投資税額控除の対象資産の下限取得額を、機械装置等については50万円超、建物等については500万円超にすることとしており、同制度を活用する企業数の増加につながることが期待されている(なお、その他の制度では現行の下限取得額のままとなっている)。

また、経金特区では、平成26年度に制度が創設された際、エンジェル税制(一定の要件を満たすことについて県知事の指定を受けた法人に投資を行った個人に対する優遇措置)が設けられている。しかし、同税制については、これまで指定を受けた法人がなく、活用実績もない状況にあり、令和4年度税制改正では、指定の申請手続において、これまで提出する申請書への添付が求められていた定款、事業報告書等について、添付を不要にすることとしており、手続の簡素化が図られている。

3. 離島における旅館業用建物等の課税の特例

離島における旅館業用建物等の課税の特例は、現行沖振法における沖縄の均衡ある発展のための特別措置の一つとして定められている。その具体的な措置としては、離島の地域内において、旅館業用の建物及びその付属設備(旅館業用建物等)を新設又は増設し、その取得価格が1,000万円超の場合に、国税については特別償却(取得価格の8%)の適用を認めるものとなっている。

令和4年度税制改正では、特別償却の適用範囲について、旅館業用建物等を改修(増築、改築、修繕又は模様替)した場合も加えるとともに²¹、取得下限額を資本金規模等に応じて設定することとしており(図表6)、主に個人や資本金規模の小さな法人を対象とした拡充が図られている。そのほか、新設等した旅館業用建物等が離島の振興に寄与するものであ

²⁰ 『沖縄タイムス』(2021.12.5)

²¹ ただし、資本金規模等が5,000万円超である法人等については、現行どおり新設又は増設の場合のみとされている。

ること等について県知事による所要の確認を受けること（その旨を証する書類の確定申告書等への添付）が新たにその適用の要件とされている。

図表6 資本金規模等に応じた取得下限額の分類

	資本金規模等		
	個人又は 1,000万円以下	1,000万円超 5,000万円以下	5,000万円超
新設・増設	<u>500万円以上</u>	1,000万円以上	<u>2,000万円以上</u>
改修	<u>500万円以上</u>		—

※下線部は令和4年度税制改正における拡充等

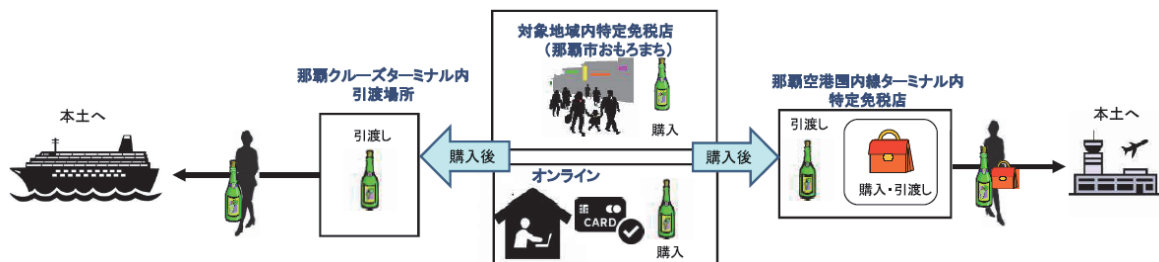
(出所) 内閣府「令和4年度税制改正要望結果」(令和3年12月)

4. 沖縄型特定免税店制度

沖縄型特定免税店制度は、現行沖振法における観光の振興のための特別措置の一つとして定められている。その具体的な措置としては、沖縄から他の都道府県に出域する旅客が、内閣総理大臣が指定する一定の場所で購入する物品を携帯して移出する場合に、その関税を免除するものとなっている（1人当たりの購入限度額：20万円）。

令和4年度税制改正では、物品の購入場所について、従前の①空港内旅客ターミナル施設又は港湾内旅客施設、②観光地形成促進地域内の特定販売施設に加えて、新たに③オンライン購入（物品の引渡しは沖縄）を導入することとしている（図表7）。

図表7 令和4年度以降の沖縄型特定免税店制度のスキーム（イメージ）



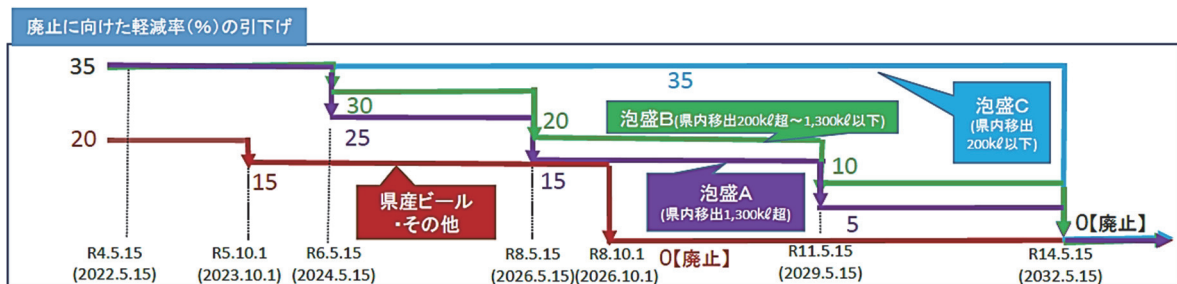
(出所) 内閣府「令和4年度税制改正要望結果」(令和3年12月)

5. 沖縄県産酒類に係る酒税の軽減措置

沖縄県産酒類に係る酒税の軽減措置は、沖縄の本土復帰に伴う激変緩和として、沖縄県内の一般消費者の酒税負担軽減及び沖縄の酒類製造業の自立的経営の促進を図ることを目的に、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律等に基づき、昭和47年以降、講じられてきたものである。その具体的な内容としては、①復帰前から引き続いて酒類を製造していた製造場が、②県内にある製造場で製造し、③県内に出荷する酒類について、酒税を軽減するものであり、軽減率は、泡盛（アルコール分30度の場合）が本則の35%、ビール等が本則の20%となっている。

令和4年度税制改正では、沖縄の復帰50年を迎え本措置の見直しの機運が醸成されてきたこと²²や沖縄県産酒類の県内シェアの低下傾向等を踏まえ、本措置の段階的廃止を行うこととしている。廃止に向けた軽減率の引下げスケジュールとして、泡盛については、県内移出量に応じて事業者を三つのグループ(Aグループ(県内移出量1,300kℓ超)3事業者、Bグループ(同200kℓ超～1,300kℓ以下)10事業者、Cグループ(同200kℓ以下)34事業者)に分類した上で、軽減率を段階的に引き下げ、10年後に本措置を廃止すること、ビール等については、ビール類税率の見直し(令和5年10月)・統一(令和8年10月)を機に、軽減率を段階的に引き下げ、本措置を廃止することとしている(図表8)。

図表8 廃止に向けた軽減率の引下げスケジュール(概要)



(出所) 内閣府「令和4年度税制改正要望結果」(令和3年12月)

6. おわりに

令和4年度以降の沖縄振興関連税制については、沖縄県産酒類に係る酒税の軽減措置が段階的に廃止されるものの、当面は現行の枠組みが維持されるものとなっており、沖縄振興予算や存続が見込まれる沖縄開発金融公庫による融資等と併せて、総合的に運用していくことで、今後の沖縄振興に資することが期待されている。

一方、産業振興を一層進めていくとの観点からは、とりわけ地域・特区制度の更なる活用促進が、令和4年度以降も引き続き課題になると考えられる。そのため、提出が予定されている沖振法改正案等において、事業認定制度等の導入がどのような形で具体化されるかといった点や、それらを含めた制度の拡充・見直し等による活用促進の効果といった点などが注目される。

(ふじう しょうじ)

²² 本措置については、当初5年間の時限措置として導入されたものの、その後延長が繰り返され、意義や効果を疑問視する意見も強まってきたこと等を背景に、令和4年度の税制改正に際して、県内酒類製造業界が泡盛については10年後、ビールについては5年後という終了時期を示して、措置の延長を求めたとされている。(『沖縄タイムス』(2021.11.29))